

近代日本における植民地体育政策の研究 (第 5 報)

— 「学校体育教授要目」の公布と伝達講習会の実施 —

保健体育教室 入 江 克 己

A Study on the Colonial Policy of Physical Education by the
Pre-War Japanese Authorities (Part 5)
— The Proclamation of the School Physical Education
Syllabus and the Putting into Effect of Its Training Course
under the Imperial Government of Manchukuo —

Katsumi IRIE*

はじめに

(第 4 報) では、主として執政から帝政への移行にともなう日滿一体、五族協和の理念にもとづいた植民地教育ならびに体育の政策過程を対象に明らかにすることに努めたが、ここでは1938 (昭和13 康德5) 年に公布された学校体育教授要目の性格とその伝達講習会の実態、さらには体育教師の資質にかかわる実情がどのようなものであったのかについて報告する。

1. 学校体育教授要目の制定とその理念

(1) 学校体育教授要目の公布

1937 (康德4) 年の「将来ノ方針」を具体化する一環として1938 (昭和13 康德5) 年1月14日、各省長、特別市長、直轄学校長宛てに民生部 (大臣 孫其昌) 訓令第10号による「学校体育教授要目」 (以下、体育要目) が公布されたが、訓令はこう述べている。

「茲に学校体育教授要目を制定、公布す、抑々国民体育運動が其の目的とするところは、国民精神の作興と国民体位の向上にあり、我国次代国民の中堅たるべき学生に対し、堅実なる体育運動を奨励、実施し、其の心身の修練に努め、忠良なる国民の養成を期するは教育上最も緊要なることとす、茲に於て新学制の教育方針に基き、学校体育教授要目を制定す

貴省長、新京特別市長、学校長は宜しく所属を督励し、本要目制定の精神の存するところを克く了解せしめ、講習会、研究会等の施設を通して速かに本要目の普及、徹底を図り、指導に当りては、

* Department of the Method of Health and Physical Education

特に地方の状況を考慮して之を実施せしめ、以て学生の身体の健全なる発達を期し、品性を陶冶するに於て萬遺漏なきを期すべし⁽¹⁾」

そして、この訓令と同時に「新制学校体育教授要目ノ制定ニ就テ」が発表され、体育要目の制定に至る過程、ならびにその精神が明らかにされている。少々、長くなるが引いておく。

「此度、学校体育教授要目が新に制定されまして、新学年から全国一斉に実施されることとなりましたので、これを機会に該要目が制定されるに至るまでの経過、並に要目の精神、内容の大意に依って記したいと存じます。

学校教育に於ける体育は、一言にして盡せば、学生の身体の修練を通しての教育であり、心身一如の立場において筋肉運動を通しての実践教育でありまして、特に学生の身体の鍛練と健康の増進、並に品性の陶冶とに指導の重点の置かれるのは、この教科の主目的とするところであります。尤も教育本来の目的は国家発展の使命を果し得る健全な国民を養成するにあるのでありまして、これが為には国民の一人々々がこの責任を果し得るに足る十分の実力を持つと謂ふことが大切な要件となって来るのであります。

殊に我国の如く新興国家として発展途上にある国にとっては、如何なる艱苦にも打克つだけの強い精神力と体力とを兼ね備へて、国力の興隆にあずかり得る強力な国民を培ふのが国民教育の目指す所でなくてはならぬと思ふのであります。此度公布された要目は如上の意味におきまして、それが制定は我国現下の学校教育上最も緊急を要することに属するものでありまして、これが制定に關しては、予ねて教育者の間からは勿論、各方面からの要望久しいものがあつたのであります。

そして、一刻も速く指導精神を確立して、学校体育の進むべき方向を指示して、思想上にも、方法上にも、兎角去就に迷っている学校体育をして体育本来の使命の存するところに帰一せしめて、国家興隆に關して協力して行くべきであると謂う意見が台頭して来たのであります。恰も、よし本年一月一日を期して実施されました新学制は、我国学校教育の根本方針を樹立して、教育百年の大計の基礎が蔽として茲に樹立されました。この教育方針こそ、亦学校体育に於て求めて罷まなかつた最高の指導精神を示して呉れたのであります。

我満州帝国が近代独立国家として体制を整へて生誕してから、秩序ある発展過程を辿って茲に七年、早くも新学制の実施と共に、学校体育に關しては最高指導標となるべき要目の制定を見ました。そして国民学校から大学に到る各種学校を一貫して統一された指導大系の出来上つたことに於て、既に驚くべき進展振りを示していると謂はねばなりません。それは友邦日本に於ける体育史を繙いて見ても、明治三年新学制の發布を見てから凡そ半世紀を経た大正十二年に始めて学校体操教授要目が制定される気運にたち到つた史実を回想して、洵に注目値することと思ふのであります。これは一に本邦教育体系の整備に當って盡瘁せられた当局の努力の賜に他ならぬと思ひます。

扱て新体育要目の指導精神は指導要項の第一条に示してある如く、『学生の身体を修練すると共に品性の陶冶を図り、以て心身一如の全人格教育の目的を達成』しやうとするところに全てが帰一するわけではありますが、要するに学生各個人の頑健なる身体を創ると共に、精神的には規律正しく、純心闊達、機敏にして勇氣あり、而も沈着剛毅にして堅忍持久、協同の精神に富んだ国民的性格を創るのでありまして、凡そ国家興隆に關しては、如何なる部面に動員されても立派に役立ち得るやうな中堅国民たるの素質を培ふことになるのであります。

要目の内容については、その構成が教練操、基本操、応用操、遊戯及競技操及団体操の六操から成っている所に本要目の特異性を認めたいのであります。最後の団体操を除いて他の五操は教練から順次に畧々教授の順序を追って配列されてありますし、亦各操に於ける教材も易より難へと畧々

教授の順を追って配列されてあります為に、指導上頗る便利であって、例へ特別に細目とか、指導案などを作らないでも、基本操を中心にして授業は進め得るといふ、謂はば半教案式の要目であります。

而し乍ら教案式と云っても、そこに盛られた各教材は勿論、案の構成上からも広範囲の弾力性を、それ自身の中に包含されている点も特に注目すべきところで、前者の特徴と合せて我国学校体育の指導者、施設等の現状に適応したるものであります。即ち比較的素養の低い者から、素養の高い教師に到るまでも、それ相応に十分に活用をなし得ると云ふところに成案の苦心の跡が窺はれるわけです。

亦要目全体は国民学校から大学に到るまで全十二表によって編成されていますが、原則として六操から成立つ同一表が二学年に互って適用される様になっております、これがため、一見して適用の範囲が大変広いやうに見受けられますが、先に申した様に頗る豊富な弾力性の存するところを良く了解して活用したら、仮令二ケ年に亘って活用しても、なほ余りあるだけの余裕を持たせてありますために、将来一般体育思想の普及、向上と相俟って益々その活用部面を展開して行くことが予想されるのであります。

なほ体育施設については徒に外形のみに促はれることなく、地方の実状に照して、夫々民度に応じたものを工夫、考案して、所期の効果を収むるやう特に強調したいと思ひます。要するに新に公布された要目は我国学校体育将来への良き指導指針であると共に、亦一つの根底をなすものでありまして、総て次の時代へ飛躍しやうとする一個の飛躍台にも比すべきものであると謂ふ点に特に注意されたいと思ひます。

この踏み台をしっかりと固めることが先づ差迫って必要なことでありまして、これが総て大飛躍を為すに耐得るだけに、がっちり充実するまでには前途なほ何年の年月を之に費してよいかは、遽かに断定出来ないのであります。相当の苦難の路を辿らねばならぬことを互ひが覚悟して掛らねばならぬと思ひます。⁽²⁾

(2) 学校体育教授要目の内容

その教授要目の内容は、次のようなものであった。

「 学校体育教授要目

一、教材内容

体育科の教材は各学校を通し一様に教練、基本操、応用操、遊戯及競技操、整理操、団体操の六操とす

二、指導要項

- 1、体育に指導に当りては身体を修練すると共に、品性の陶冶を図り、以て身心一如の全人教育の目的を達成せんことに力むべし
- 2、体育科の教材は各特徴を有し、互に相倚りて体育の目的を達成するなるを以て左に示す各操の特徴を十分体得し、学生の身体及精神の発達の程度に留意して適切なる方法により指導を為すべし

イ、教練操

本操は主として規律の習慣を養成し、堅固なる意志を鍛練するを以て其の目的とす

ロ、基本操

本操は主として身体的修練に依り身体の生理的發育を期し、容儀を整へ、姿勢動作を端正機敏にならしめ、兼ねて強度なる運動に対する準備体勢を整ふるを以て目的とす

ハ、応用操

本操は強度なる身体修練に依り身体を鍛練して之れを強壯ならしめ、沈着・剛毅なる精神を涵養すると共に、巧緻力を高むるを以て其の目的とす

ニ、遊戯及競技

本操は主として学生の自発的活動を向上せしめ、純心闊達、機敏勇氣、堅忍持久の性格を養ひ、規律を守り、責任を重じ、協同を尚び、体育を愛好するの習慣を養成するを以て其の目的とす

低学年及女子に対する唱歌遊戯、歩法及体育舞踊は身体の基礎的修練を達成すると共に清新、優雅なる情操を陶冶するを以て其の目的とす

資料-1 第1号表 国民学校・国民学舎(1.2年)

操体団	操理整	操技競及戯遊	操用応	操本基	操練教
建 国 体 操	上肢 下肢 臂前上举(振) 拳踵屈膝 手腰	紅白球 対列蹴球 鬼脚遊 投紅白球 单脚競争 跳河競争 旗取競争 兔跳競争 直線競争 整列競争 触手卷 基本歩法 ウオーキングステップ ランニングステップ スキップステップ ギャロップステップ ホッピングステップ 唱歌遊戯 満州帝国 要做好学生 胡蝶 春風歌	懸垂 攀自由運動 吊立(吊)棒 低鉄棒	上下肢 背腹肢 上肢 下肢 拳踵屈膝 臂側(前)上(振) 臂側(前)脚(前)出 臂側(前)上(振) 体前後屈 体側転 手腰開脚 手頭開脚 腰掛 臂側踵(振) 屈膝挙股	正歩行進 報集休立 歩行進 集・解 数散憩 不動ノ姿勢
	呼吸 臂側(斜上)举	滑氷 好學生 国旗 植樹節歌 揺車 好朋友 孝梯 日の丸の歌 体育舞踊 縫ふてゆく 私のまね 友探し	跳躍 跳越 腰掛・跳箱	歩及走 各種歩及走 胸側 上下肢 臂側伸 手反胸後反 體側屈 臂側(振)拳踵 輕跳躍片(両)脚跳 手頭開脚	右踏停縦 (左)脚止隊 轉彎行進

- 5, 体育科の指導に当りては、土地の情況、季節、天候、設備等を考慮して之を適切ならしむるを要す
- 6, 教授に要する用具及施設に関しては本要目に示されたる標準に基づき各教材の目的を達成する適切なるものを設備するを原則とするも、止むを得ざる場合は適宜自然物の利用に依り効果を収るやう工夫、考案すべし
教授の實際に当りては特に障害予防に留意すべし
- 7, 体育時に於ける服装は簡易、軽装なるを旨とし、特に教師は運動服を着用すべし
- 8, 女子体育に関しては其の特性に鑑み指導の方法を適切ならしむべし
- 9, 課外体育に関しては本要目の教材を中心として周到なる計画の下に実施し、学生の自発的活動に依り体育的生活の必要性を自覚せしめんことに力むべし⁽³⁾

2. 学校体育衛生中央講習会の実施とその真相

(1) 中央講習会の実施

この「学校体育衛生講習会」は、既に指摘しているように、康德2年6月10日以降に錦州を中心に実施されているが、今回の中央講習会は、教授要目の全滿的な浸透を意図するものであった。康德5年4月2日に公布された「講習会開催ニ関スル訓令」は、その「緒言」ならびに「方針」のなかでこう述べている。

「一、緒言

本年一月学校体育教授要目が制定、公布され、我国学校体育の指導精神と之が指導方法とが確立されたるを契機に本部は該要目の全国的普及、徹底を計る為め、中央講習会を開催し、全国各省、特別市及直轄学校に対し夫々代表者の参集を求め、該要目を中心に学校衛生の一般に関して、地方各省に於ける中心的指導者の養成、訓練に当ることとせり、

本講習会は新制学校体育教授要目の實際について指導講習する本邦最初の講習会にして、本講習会終了後は引続き本講習会講習員が中心となり、別項地方講習会日程に示せる如く、各省主催の下に省管下にこれが伝達講習会を開催し、漸次全国的に普及し、本年八月までには一先づ全国の教師に指導、伝達を行ふ予定である。即ち本講習会は本邦学校体育の一大転機を画すべき最初の講習会にして、その使命は実に重大と云ふべきである。本講習会に参加せる講習員は合計八五名にして、特別参加者を加へると総計八七名となる。而して十日間に亘る講習全学科目を履修し、民生部大臣より講習終了証を授与せられたる者八三名なり。

二、方針

1. 講習員をして本邦学校体育第一線指導者たるの自覚的精神を涵養、堅持せしむると共に、体育指導者として任ずるもの、資質向上に関し、その基根となるべき体育的、規律的訓練に重点を置けり。

即ち講習員遠近を問はず、講習及講習員の全員を師道高等学校寄宿舎に収容し、午前六時より午後九時三十分に至る間、毎日十時間の講義、演習を履修するの他、舎の清掃を始め、生活一切事を自治的に営ましめた。寢室は一室宛七名、十五室に全員を割当て、各室には室長を置き、更に十五室を三区隊に別ちて、各区隊に区隊長を置き、その上に講習員代表を置きて全員の規律、統制を当らしめた。

2. 講習学科目内容頗る広範囲に亘り、短期間に内容の全部を研究、履修し、更に教材の個々に亘りて技術的に修練する時間は到底有せざるに依り、個々の教材に対しては、その教材の最基本的なるものを指導し、これら教材を通して本要目の真精神を理解せしむることに重きをおいた。

本要目をして全くの活用を為さしめ、体育的效果を遺憾なく挙げしむるには、指導者に対して個々の教材に亘りて極めて^マ検究をなし、且教材の取扱部面を能ふ限り拡大しておくだけの用意を持たせる必要があり、更に指導に当りては学生の心身の状況に適合した取扱を為すことこそ、学校体育指導の要諦である。

然れ共、本講習会期間中に於ては、これらの条件を満足せしむるに十分なる時間は到底有せず、加ふるに要目施行の第一年目に当り、尚且、現下の一般状勢よりしては、差当り先づ本要目制定の精神を理解せしむることに重点を置き、個々の教材に関する研究は第二年目以降の課題とした。⁽¹⁾

そして講習会の開催にあたって、民生部大臣孫其昌は、次のように訓示している。

「本日・・・学校体育衛生講習会を開催するに当り、全国各省に於ける代表的指導者の参集を得、ここに親しく所懐の一端を述ぶるの機会を得たるは、実に欣快とするところなり、近時国際情勢の愈々複雑性を帯びるに伴ひ、世界何れの国家を問はず、或は国防上の見地より、或は産業上の見地より国家興隆の基礎たる人的資源の強化、拡充を^{きねん}冀念すること甚だ切なるものあり、即ち一は国民精神を振作し、確固たる国家観念を涵養すると共に、一は以て国民体力の増強を図り、以て国力増大の基礎たらしめんとすればなり、

我国亦時勢を洞察し、学校体育の重要性に鑑みるところあり、次代国民の中堅たるべき学生に対し、堅実なる体育運動を奨励し、以て其の心身を修練し、且は堅忍持久の精神を涵養し、以て忠良なる国民の養成に資せんがため、新学制の教育方針に基きて、本年一月、学校体育教授要目を制定せり、而して本要目は今後に於ける我国学校体育の確固たる指導精神と、其の実践方法を指示したのものなるを以て、体育指導者たるの研究、以て其蘊奥を極め、之れが指導、教授に遺憾なきを期せざるべからず、

茲に各省代表者たる各位の参集を得て、各講師と共に本要目竝に学校衛生一般に関し研究する機会を得たることは、邦家のため実に慶賀に堪えざるところなり、各位はよろしく本講習会開催の趣旨を体し、所定の学科を修得し、夫々任地に帰還の上は、克く本要目制定の精神の存するところを伝達、了解せしめ、我国体育振興のため一段の盡力を致されんことを期待して已まざるものあり、依って一言し、以て訓示となす。⁽²⁾

吉林師道高等学校で開催された講習会は、体育関係12名、衛生関係6名、計18名の講師をもって10日間実施されているが、ちなみに体育講義科目の一部と担当者は、次のようである。

新制学校体育教授要目ノ精神 平野 博、要目ノ教材配当並教授上ノ注意 茂木善作、教練操教化ノ注意 坂田徹治、基本操教材ト教授上ノ注意 久保田完三、応用操教材ト教授上ノ注意 山並兼武、遊戯及競技教材ト教授上ノ注意 木英一、唱歌遊戯及体育舞踊教材ト教授上ノ注意 趙 士 珍、幫助運動教材ト教授上ノ注意 久保田完三、団体操教材ト教授上ノ注意 茂木善作、課外体育及体育施設ト管理 三浦 巖、

また、講習会には、日系27名(内女子2名)、満系54名(内女子16名)、鮮系4名(内女子2名)の計85名が参加しており、その実状を「日誌」に追って見てみると、兵營化された修養道場そのものであり、かなりハードなスケジュールであったことがうかがわれる。

- 「五月 三日 吉林師道高等学校に於て講習打合会議を開催
- 五月 四日 前日に引続き講師打合会議開催
午後六時半講習員，師道高等学校寄宿舎に集合，夕食後，坂田講師より舎生活，規律につき訓話あり
平野保健体育科長外，全講師本日より講習員と寄居を共にすべく舎生活に入る
- 五月 五日 午前八時師道高等学校に於て開会式を挙行す
一，開会の辞 二，満日両国旗に対し敬礼 三，満日両国歌合唱 四，民生部大臣訓示 劉吉林省民生庁長 平野保健体育科長代読 五，講師紹介並代表挨拶 茂木講師 六，講習会に関する注意 三沢講師 七，講習員代表宣誓 施 愛 棠（濱江） 河村泰男（奉天） 八，閉式の辞
来賓 吉林省公署より劉民生庁長，国民教育科長，久原視学官，閉式後，直ちに日課に入る
- 五月 六日 全員出席，日課を滞りなく終る。講習員の元気頗る旺盛なれども，十時間の訓練に稍疲労の色窺はる。明日より昼食後午後一時二十分まで午睡時間を設く。
- 五月 七日 早朝六時の点呼に全員顔を揃へ，本日の日課に入る。全員の元気益々旺盛なれども連日の訓練に漸く疲労度を加ふ。腹痛を訴ふる者数名あり。食事，其他生活環境の変化のためと思料さる。吉林河野部隊附陸軍々医中尉松永努氏，関東軍の命により本講習会状況視察に来校。
- 五月 八日 全員異常なく日課を終る。疲労愈其の度を加ふるも，日課及舎生活を通し，極めて规律的に訓練は続行する。松永中尉視察，奉天鐵路総局鐵路学院平田勝氏講習会実施情況見学，
- 五月 九日 全員事故なし，極めて规律的に日課を終る，池崎正木（安東省）公務のため任地に帰還，千名上諦（奉天省）徴兵検査受験のため内地に帰還，松永中尉視察のため来校，
- 五月 十日 全員事故なく日課を終る。疲労の^{こゑ}度れども，漸く訓練に馴れて全員の元気益々^{さかん}熾なり。松永中尉視察。
- 五月十一日 異常なく日課を終る。午後一時より吉林省女子国民高等学校学生の実地授業参観のため全員同校に到り，道士珍講師指導による一年生の授業参観，夜は講師並講習員の懇談会を開催す。
- 五月十二日 異常なく日課終了，松永中尉来校，満州体育保健協会齊辰雄氏視察，
- 五月十三日 異常なく日課を終る。連日の猛訓練にも克く耐えて来た講習生も，本日より疲労度は其の極に達したるものの如し，然れ共，最後の課外たる夜の日課にも全員出席し，受講す，特に夜九時半より入浴を許す。
- 五月十四日 午前中予定の日課を終り，午後は講習員全員の合同演習を挙行す。十四日間の訓練の成果を茲に展示すること七十五分間に亘りて猛砂塵の中にも盛大に予定の種目を終り，全員の士気益々熾なるを表示せり。引続き午後三時より講堂に於て閉会式を挙行す。
一，閉会之辞 二，満日両国旗に対し敬礼 三，満日両国歌合唱 四，修了証書授与 五，挨拶 平野保健体育科長 六，講師代表挨拶 坂田講師（興安北省） 神林鶴藏（奉天農大）

来賓，師道高等学校より樋口校長，向井事務官出席

午後三時半閉式，十日間に亘りたる訓練に一同・・・顔を輝しながら地方に於ける中心的指導者としての重責を自覚しつつ勇躍赴任地への帰途に就く。⁽³⁾

そして、この講習会の「総括」と「将来ニ対スル参考事項」として次のように指摘している。「本講習会の主要目的は先に新制公布されたる学校体育教授要目を中心に、学校衛生一般に関し指導、講習し、地方各省に於ける中心的指導者を養成するにあつたが、特に体育指導者として具備すべき諸条件の中、最根本的条件たる精神的資質の向上に重点を置いた。

即ち一般的観念よりすれば、体育講習会としては極めて厳格と見られる舎則を厳守せしめ、又規律的、団体的訓練を徹底的に実施した。即ち講習員の任地の遠近を問わず、全員を寄宿舎に収容し、共同生活を営なましめ、生活の秩序、規律等に関しては総て講習員各自の自覚に俟つこととした。

然るに毎日十時間の課業を終へ、就床時までには殆ど余暇を有せざる程の訓練の為、講習員の心身は疲労、其の極に達し、日常の起居さえも困難を感ずるに至りて、尚且、克く酷しき訓練に耐え、苦痛に打打ち、共同生活の秩序を保ちて、終始一貫全員の協力一致により本講習会の好成績裡に終了したること及秩序あり、統制ある生活によって所定の時間も極めてよく厳守されたので、頗る広範囲に亘る学科目内容も予定の如く総てを習得し、地方指導者として自信を克ち得て、夫々帰任するを得たることは特筆に値すべきこととする。

尚或は早朝時の自由時間を利用し、或は夜遅く就床時間を割きて教材の研鑽に努めつつありし講習員を随時散見したることを附記して其の志を多とする。比較的短時日の間に開催さる講習会の如きは、一般的には講習員の構成分子極めて多局面に亘り、為に特に全員の規律、統制ある団体的活動の必要なることを痛感しながらも、それが訓練にまで及び得ざるを常とする。然るに今回の如き規律ある団体的生活が如何に講習会を好成績に導く為に重要な役割を果したるかを、講習員各自が如実に体験したことは極めて希有に属することと思料する。

兎角、体育運動の指導に当りては技術の末梢に走りて、以て我意を得たりとするが如く、本来顛倒せる指導者の無きにして非ざる現状に於て、斯かる貴重なる体験を自ら体験し、第一線指導者たるの自覚的精神を堅持して帰任せる講習員が各任地に於ての今後の活動に対しては全幅の信頼と希望とを持って可なるべく、本邦国民体育運動の健全なる普及、発達に関して、若し学生の人格陶冶を忘却するが如き指導者がありとすれば、將に一大警告を發せるものと云ふべし。

本講習会が訓練の厳格さに於て此種講習会に於て稀に見るものなりしこと、記述の通りなるが、兎に角終始一貫、最後の一日に到るまでも、規定の目的の大半を達せられたりと云ふも過言ではない。即ち、この堅忍不拔の精神こそ新制学校体育教授要目の真精神を具現したるものに他ならぬからである。然して本講習会をして記述せる如き好成績に導かしめたる動因が奈辺に存在せるかを一応検討して、以て今後の参考に資すべき必要があるが、先事項が其の主なるものとして指摘さるべきである。

1. 本講習会に対する指導精神を確立し、之を堅持して終始変らざりしこと 2. 講師、講習員が一丸となつて宿舍生活を営み、比較的不自由なる生活環境の中にも、本来の使命の存するところを自覚し、克く艱苦に打打ちたること 3. 師道高等学校並に吉林省公署当局の厚意に依り準備万端はさることながら、講習員帰通中を通し甚大なる援助を受けたること 4. 講習会場並に寄宿舎の位置が吉林市街都心より遠隔の地（約二里）に在り、加ふるに交通極めて不便にして、教育的環境が甚だ勝れたること 5. 可成り良く訓練されたる学生と寄居を共にし、互に啓発さる点の少からざりしこと

将来に対する参考事項

尚本講習会の結果を顧みて、将来の体育国策上参考とすべき事項を挙げれば、左の如し

1. 本邦、地方中心的指導者としての一般的素質は現状に於ては優秀なるものに非ず、将来可成り急速に之等指導者の素質を改善し、向上せしむる方策を講ずる必要あるを痛感す
2. 訓練は必ずしも苛酷に過ぎたりとは思料せず、将来の本邦国民体育運動の中心的指導者たるの資質向上を期せんが為には、今回の訓練程度を以て最低限度とす
3. 本邦学校体育科の内容は生理衛生をも包括するため、其の内容の頗る広範囲なるに比し、今回講習期間は必ずしも十分なりとは思料せず、更に期間を延長実施するの必要あるを認む
4. 女子体育指導者として必要欠くべからざる女子指導者の数極めて微々たるものにして、加之、一部を除きては一般的に其の素質極めて低位なり。将来優良且多数の女子指導者の養成を考慮せざれば、女子体育の振興は容易に期待し得ざるものと思料す。⁽⁶⁾」

(2) 学校体育衛生地方講習会の開催

この中央講習会で講習を受けた各省の代表が、帰任して教授要目を伝達、講習していく手法がとられ、この中央講習会の後、各地方において伝達講習会ともいふべき講習会が実施されている。

「学校体育衛生地方講習会は、五月開催されたる中央講習会に引続き各省、特別市主催のもとに全国各地に於て開催された。講師、指導員は何れも中央講習会に出席し、十日間に互る厳格なる訓練を受けて帰任せる各地代表者がこれに当り、本部からも体育、衛生関係講師を各省に派遣して、これが指導、援助を為した。

地方講習会開催に関しては各省、特別市に其の方法を一認することとし、各地実情に適合せる方策に依て新制学校体育教授要目の可及的速やかなる普及、伝達を講ぜられんことを希望したが、各省講習会の方針、内容に就ては中央講習会の方針に基き、全国一様に極めて厳格なる訓練、統制下に実施されたことは特筆すべきことである。只管下教職員に対する普及、伝達方法に就ては、各省から事情を異にするが為、種々なる方法が講じられたことは極めて自然のことであるが、これを分類すれば、大要左の四種類に分けることが出来る。

- 一、管下各県（校）の代表者を一箇所乃至数箇所に集め、これに伝達講習を為したる後、受講、帰任せる（校）代表に依て各県下（校内）教職員に指導、伝達せしめたるもの 新京特別市、奉天、龍江、吉林、錦州、熱河、牡丹江、三江、通化、間島、興安南、興安東、興安北、（各省）
- 二、右の方法に依り帰任せる各県代表者を講師として、謙講習会を開催、指導せしむるせしむると共に、更に省よりも講師を派遣して、これが指導の徹底を期したるもの 濱江省
- 三、省本部指導班を編成し、これら各県下に派遣して、県管下教師の比較的大多数者に直接指導伝達せるもの 安東省
- 四、省管下全教職員を一箇所に集め、伝達講習会を開催せるもの 黒河省

然し乍ら右の中（一）に該当するものの中にも各々事情を異にして、内容の細部に互りては各省の特異点を見出し得るのであるが、中でも新京特別市は各校の代表を数名宛集めて講習し、奉天省では管下師道学校所在地四ヶ所で開催されたことは、夫れも各省市の事情からして極めて適宜の方法を採りたるものと考えられる。

又（三）の場合における安東省の如きは可成り徹底せる指導方法を採ったのであるが、これに就

ては長時間に亙り省県並に講師の間に少からぬ努力の払われたことは否し難い。更に(四)に於ける黒河省の方法は本省の特殊事情からして、始めて斯の方法を採れるものと考えるが、省県当事者の労を多としなければならない。

以上地方講習会は五月三十日、龍江省を先駆として、八月三十一日、安東省講習会の終了に到る三ヶ月に亙り、全国的に実施されたのであるが、これに動員された教師は講師、講習員を合して三、五〇〇名に上り、尚茲に示されないものの他、各地に於て部分的に実施された各所の講習会を合すれば、可成りの数に上るのであるが、遺憾ながら確実の数を示し得ない。然し中央、地方の講習会を通し、斯の如き多数の講習員を動員し、又其の範囲が全国凡有地域に亙りたることに於て、要目公布第一年目としては実に画期的の成果を収め得たるものと謂へる。⁶⁾

(3) 錦州省学校体育衛生講習会の場合

こうした地方における体育衛生講習会実施状況を錦州省の場合にみてみたい。錦州省では7月4日から同9日までの6日間にわたって第一国民高等学校で開催されている。

「講習第一日 七月四日 天候晴

錦州省主催の学校体育衛生地方講習会が今日から五日間の日程で第一国民高等学校を会場に開催せらる。午後六時、九十余名の講習員は元気に満ちつつ師道学校の指定宿舎に集合、七時より校庭に入舎式が挙行せらる。合田、胡講習員より講習心得につき訓示があり、ついで部隊編成、小隊長及分隊長の決定があり、点呼演習を数回なす。

講習第二日 七月五日 天候晴

深夜宿舎に雨の音を聴く。明くれば雨は晴たれど、校庭の泥濘甚だしき為、日本建国体操は中止となる、前六時三十分、胡指導員に引率せられ、隊伍を整へて会場に向ふ。……八時四十分より礼堂に於て開会式が行はる。金視学官開会の挨拶をなし、国歌合唱、帝宮遙拝の後、講師先生の紹介がある。次に民生庁長の訓示がある。文教科長の訓示は大要如左

『教育の第一義は端的に言ふと「忠良なる臣民を作ること」である。学校教育にありては智育、体育を併せ施し、以て忠良なるところの臣民を養成するのである。体育は身体を強健にすることのみが目的ではない。体育に依って健全なる国民精神を鍛練、陶冶するのが体育の第一義である。諸君は五日間の会期中に十分に精神を鍛練して戴きたい、それで帰校の上は大いに体育を奨励せられて、従来の智育偏重の弊を矯正せられ、体育精神とその技術とを地方青少年に遺憾なく伝達して戴きたいのであります。』

次に師道学校長、来賓を代表して懇切なる祝辞を下さる。……十時より愈々日課になる。二時間に亙り三沢講師が学校体育の要旨、新体育要目が出来るまでの経過、学校教練の目的などについて詳細なる講義をして下さる。

午後は演習である。昨夜の雨に草木は緑を増し、校庭は適度の湿気あり、日は照れども暑からず、風吹けども砂塵を見ず、恵まれたる天候である。中原指導員の教練基本実習と合田指導員の基本実習が各二時間宛行はる。講習員は一名の落伍者もなく、熱心に学習す。四時五十分、今日の課業を終り、師道学校宿舎に帰る、校庭にて胡指導員より自衛体操の指導を受く、九時半点呼、自習後十時消灯。

講習第三日 七月六日

……八時、会場校庭に於て朝会を行ふ。……尚ラッパ吹奏の下に日滿両国旗の掲揚あり。国旗は飄翻とひるがへり、澄んだラッパの音色は魂の奥底にまで自ら頭の下がるを覚えた

り。……第一，第二限は大塚講師の『学校衛生』に関する講義にして，其の説明の平易，徹底せること，満堂の講習生をして決して忘れざる能はしむるが如し。第三，第四限は呉講師の『唱歌と遊戯舞踊』に関する概編的説明なりき。『通訳無き為め，些か理解困難なりしも，塗板の文字説明により略大概を察し得たり』。第五，第六限ハ呉講師の唱歌，遊戯の実科なり。其の熱心，懇切なる指導は正に男子も遠く及ばざるの感を抱かしめたり。第七，第八限は合田指導員の基本体操あり，炎天の下皆よく猛訓練に堪へたり。……四時五十分，課業を終りて宿舎に帰る。……自習後 十時消灯。日昼の疲れの為か，雑談者の声を聞かず，皆安らかな眠りに入りしが如し。

講習第四日 七月七日

……五時五十分，日本建国体操第一操，第二操をレコードに合はせて演習す。……今日ハ七月七日，日支事変一週年記念日に当るので，校庭に日満国旗掲揚式を挙行し，英霊に対し奉り一分間の黙禱を捧ぐ。八時より十時まで大塚講師の学校衛生講和がある。前日を継承して教授衛生，体育衛生，学校環境衛生，学校救急法につき懇到なる説話がある。……十時から中原指導員の教練解説，方向変換，隊形変換があり，直ちに，それが演習を行ふ。午後は羽淵，馬指導員より応用操，競技の指導を受く，……宿舎に於て日本唱歌『日の丸』，『兵隊さん』，『数へ歌』の歌詞，歌曲を練習す。就寝十時。

講習第五日 七月八日

……五時五十分，合田指導員の点呼を受く。日本建国体操は昨日と同じく，第一，第二操をレコードに合せて練習したが，皆間違はなかつた。……八時，校庭に於て朝会が行はれた。宮城遙拝，日満両国旗の掲揚等何時とせ変りは無かつた。今日も昨日に変わらず快晴，教へる方も，教へを受ける方も全身に汗びっしょりであったが，昨日に較べて微風であったが，些か乍ら疲労を救って呉れた。……

此の度の講習会は僅かに五日間ではあるが，其の日程時間表よりみれば，普通の講習会の十日間に相当すると思ふ。……額に，手に，全身に汗を流して活動する事は愉快である。……又運動 中或は就寝前の数刻をお互に通じにくい言葉を以て手まね，口まねで相手に自分の意思を通じ合ふ事は大変面白い事である。

昨夜もある満人の講習生が『唱歌，遊戯』で習った『兵隊さん』の顔を教へて欲しいと言って，紙と鉛筆を持って来たが，其の教を乞ふ態度は実に熱心であり，真剣である。……此の度の講習会で只惜しく思ふ事は予想以外に日系の講習生が少かつた事である，せめて五，六人でも居れば，より以上に我々日本人の気持を理解して呉れる機会が多かつたのではないかと思ふ。……要するに此の度の講習会は指導者として技術乃至教授上，或は民族協和の点より見ても頗る有意義であり，且愉快であった。

講習第六日 七月九日

五時四十分，起床。……国旗掲揚式に文教科長出席せられ，訓示を賜る。……三沢講師二時間に亘って体育の理論を講話す，即如左

◎基本操 挙，振，廻旋の要領 ◎応用操 懸垂，跳躍，倒立及転回，帮助運動の要領 ◎遊戯及競技 跳，走，投，球投，障害競争について ◎団体操 ……各操の特徴を体得して指導すること ……教時に体育を指導するに当り大体次の如く教材を配列するを要す

準備運動— (1) 教練操 (2) 基本操 主運動— (3) 応用操 (4) 遊戯競技操 整理運動— (5) 整理操

・・・講義終りて、正午まで昨日に引続き団体競技を練習す、・・・午後三時四十分、講堂に於て講習会修了証書授与式並に閉会式を挙す、・・・四時五十分、無事終了す。⁽⁶⁾」

そして、次のような「総括」がなされている。

「今回の講習が従来兎角体育指導者の技術の末梢に走り、又遊山的講習会に墮するに對し、一大警告を發せるものの如く、講習員に興へたる精神的効果の大なるものありと信ず、次回講習会へ参考の意見を挙げれば左の如し

一、体育指導者の一般的素質は尚低位なるの感を深くす、之等素質の改善、向上の上にも、今時の如き講習会の数多きを望む、二、本講習会の内容は頗る広範囲にして、短時日に指導、講習せる為、多少質的不十分なるを感ず、今後は範囲を縮小し、反復練習、實際的に指導の時間を興うべきものと思ふ、三、各操個々の運動の説明、指導と同時に、指導法理論の實際を加味したき事、四、学校衛生、生理衛生、救急法の徹底を期し度き事、五、女子体育指導者の素質は最も低位にして、其の改善、向上は急務なり、従来講習会は男子の数多く、女子の数微々たる為、女子講習の徹底を欠くの嫌あり、今後女のみ講習会開催をも必要と信ず。⁽⁷⁾」

その他各省の講習会で注目されるのは、例えば安東省では、全体の教師の34%が参加しているが、「現在の機構を以てすれば、学校体育衛生は勿論、一般体育の普及、向上徹底を期し難し」として「体育指導監督機関の設置並拡充」のほか、「図解入り指導書作成（特ニ基本操、応用操を至急す）」、「農村民に適せる団体操の制定」、「体育衛生設備の加急的整備」、「女子教員の再教育機関の設置」、「其他、体育参考書の出版」⁽⁸⁾等を要求しており、指導者の資質に対する焦燥感をのぞかせている。

また黒河省では「本省に於ては本講習会のみを以て足れりとせず、あらゆる機会を利用し、又各県当局を管勵し、一層要目の徹底に努め、以て国防省体育の振興を期せんとするものである⁽⁹⁾」と述べ、興安北省では、講習会終了後、「当省の如き日滿蒙露等各民族別学校の実在する地域に於ては、其の徹底を期する点に於て各民族別に講習会を実施し、出来得る限り通訳附講習会は避くるを可とす、白系露人中よりも指導者となる可き者を選抜し、彼等に対する講習をも実施する必要あり⁽¹⁰⁾」との「参考意見」をあげている。

(4) 体育師の資質に関する実態

ところで当時の満州国における体育教師の現実、どのようなものであったのか。既に上述の報告にうかがわれるが、ここに、興味を引くある調査がある。それは、康德5年6月に実施された体育教師の素質に関する調査（「中等学校体育教師素質ニ関スル一般情況」）がある。以下の調査は、機構改革以前の文教部（改正後は民生部）が既に康德2、3、4年の3年間にわたって行っており、今回で4度目の調査となっている。教師たちの出身は、男子では大学体育科程度の卒業者が31名、体育専門学校程度の卒業者が57名、中等学校程度の卒業者が38名となっている。また女子は、体育専門学校程度の卒業者が15名、中等学校程度の卒業者が13名である。

「国力伸張の基礎たるべき国民素質の向上は洵に刻下の急務とするところであるが、中でも重要な役割を占むる国民体力増進と国民精神の涵養とは、一に健全なる国民体育運動の普及、徹底に俟つこと大なるものあり。地方に於ける第一線指導者として夫々地方の中心的存在たる中等学校体育教師の活動如何は直接懸って国民体育の振興に少なからざるものあるに鑑み、茲に本邦国民体育の源動力たる全国中等学校体育教師につき調査したる一端を示す。⁽¹¹⁾」

受験者数は男子126名、女子28名の合計154名で、年齢は平均30.7才、40才以上が6名、残り120名は22才～30才代である。試験科目は、体育理論ならびに実技、身体検査、建国精神理論の3科目

である。総合成績の結果は、60点以上を優とした場合、男子が25名で、全体の20%、女子が4名の14%となっている。

資料-3 体育科成績

点数	男 子												女 子							
	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	30	35	40	45	50	55	60	65
頻数	1	2	7	15	35	25	15	11	10	3	1	1	2	1	5	9	6	1	3	1
最高 82 最低 29 平均 49.6 受験者数 126												最高 66 最低 34 平均 46.4 受験者数 28								

* 『満州国体育行政概要 上』 前掲 215ページより作成

専門の体育理論・実際では、男子の最高得点が82点、最低が29点で、平均49.6点となっており、決して良いとはいえない。女子では最高が66点、最低34点、平均が46.4点となっており、男子と同様、好ましいものとはいえない状況であった（資料-3を参照）。

資料-4 建国精神筆答成績

点数	男 子												女 子									
	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	
頻数	5	7	12	12	14	21	22	17	11	4	1	2	2	5	3	5	4	2	3	1	1	
最高 65 最低 15 平均 39.9 受験者数 126												最高 60 最低 15 平均 34.8 受験者数 28										

* 『満州国体育行政概要 上』 前掲 216ページより作成

また「本邦教育の根本方針は建国精神及訪日宣詔の趣旨に基きて樹立さるるは、既に^{あきら}炳かなることにして、如何なる学科目の担任者と雖も、教育者たる以上は精神を確と把握して、日常教授の根本精神に聊かの過誤無からんことに努めざるべからざるは論を俟たず。⁽¹²⁾」として試験科目に「建国精神理論」を課しているにもかかわらず、男子の最高が65点、最低15点、平均39.9点を示し、女子では、それぞれ60点、15点、34.8点となっており、「男女共ニ何レモ甚ダ成績芳カラズ。⁽¹³⁾」と当局は嘆いている（資料-4参照）。一方、教師の体格についても、楽観できる状態ではなかった。「体育科指導者に於ける体格の良悪は直ちに以て指導者の実際指導能力に影響し、然も指導者の過去に於ける体育的訓練の程度のほども窺ひ知らるるものと謂ふべく、亦体育科指導者の身体は学生の模範として、如何なる心身の労作にも耐へ得るだけの体力を有することは必要欠くべからざる条件と謂ふべし、体格甲なる者、男子に於ては六三%を示し、女子に於ては実に三九%の甚しき低悪なる数字を示し、残余の中体格丙、丁に属するもの男子三%、女子一%と言ふ数字を示すことは、如上の意味よりして体育科指導者としての身体的条件は如何に劣悪なる状態にあるかが窺ひ知らる。⁽¹⁴⁾」

その疾病に至っては、「内臓疾患に於て肺炎を患ひ居るもの一名を見出せる以外は、殆ど眼疾たるトラホームにして、男子に於て十%、女子に於て三%疾患患者を発見せり、眼疾は単なる技術的指

導には差したる影響を及さざるもの如くなれども、体育、衛生二者極めて緊密なる關係に於て常に之等の直接指導に当れる指導者が、自身既に学校衛生上最も重大視せらるる眼疾患にして、之を自から放置して顧みざるが如きは、少くとも保健体育運動の指導者として、其の資格を具備せざるものと謂ふ。⁽¹⁵⁾」状況であり、悲惨というほかない。

そして、「体育の理論竝に實際、身体検査及建国精神との総合成績に於て体育科教師として其の資格を備へたるものを成績優秀者としたるものにして、現状よりして其の指導能力に於て稍々満足に足ると謂ふ程度のものなり。⁽¹⁶⁾」と結論せざるをえないというのが実態であった。

(5) 体育担当官の設置

康德 5 年には体育（担当）官が奉天省、吉林省、濱江省、龍江省、熱河省、錦州省、安東省、間島省、牡丹江省、通化省、黒河省、興安南省に設置され、12月24日に「体育担当属官事務要領ニ関スル件」が通達されているが、体育官設置の理由は、こう述べられている。

「政府は国民体力の向上、体育国策の見地から予ねて体育行政組織の拡充、強化を計りつつあったが、康德四年機構改革に伴ひ、民生部保健司に保健体育科を設け、之をして国内学校及社会体育の指導、奨励に当らしむると共に、既成体育諸団体の監督、統制の任に当らしむることとなった。

本部組織は一応は之を以て稍々整備されたる感あれ共、一方地方各省に於ては未だ之と直接連繫ある行政機構を有せざるを遺憾とし、康德五年度より各省に体育官・・・・を配置することとなり・・・たり。尚、本体育官は民生庁文教科に所属せしめて、専ら管下学校体育の指導、監督の任に当ることとなり、体育連盟事務局関係、其他の社会体育諸団体の事務をも、同時に夫々の事情に応じ、管掌して、以て学校、社会両面の緊密なる連繫を保ち、健全、円満なる国民体育運動の普及、発達に努むることとせり。⁽¹⁷⁾」

この体育官の設置が、先の講習会や試験の結果に影響されたものではないとはいきれないだろう。体育官の具体的な所掌は、12月の通達によれば次のようなものであった。

「一、体育の指導奨励に関する事項

学校体育の正課及課外運動の指導に関する事、学校教職員の体育運動に関する事、学校体育の奨励に関する諸施設の指導、助成に関する事、体育週間に関する事、建国体操日に関する事

二、体育施設に関する事項

学校所属の体育設備の指導、監督に関する事、各種体育運動施設の設置並に指導、助成に関する事、体育運動施設及体育団体の調査に関する事、

三、体力の測定に関する事項

学生の体力測定に関する事、国民体力の検査に関する事、体育の統計に関する事

四、学校体育教授要目に関する事項

学校体育教授要目の普及、徹底に関する事、学校体育教授要目の指導、監督に関する事

五、体育諸団体の事務管掌に関する事項

六、其他体育に関する事項。⁽¹⁸⁾」

あとがき

ところで、この学校体育教授要目は、まさに昭和11年6月に改正された学校体操教授要目（以下教授要目）の移植以外の何ものでもなかった。この教授要目は、昭和10年3月の貴族院における「政教刷新ニ関スル決議」ならびに「国体明徴ニ関スル決議」、さらには同年8月の「国体明徴ニ関スル内閣声明」等一連の国体明徴理念を背景に設置された教学刷新評議会の方針である「教学刷新ニ関スル答申」にそうものであった。

同教授要目は、「生徒児童ノ健全ナル発達ヲ期シ、人格ヲ陶冶スルニ於テ遺憾ナキヲ期セラレベシ」と述べるとともに、「教授上ノ注意」として「一、身体及精神ハ之ヲ調和的ニ発達セシムル要アルヲ以テ体操科ノ教授ニ際シテハ身体ノ修練ヲナスト共ニ、其ノ精神的効果ヲ發揮セシムルコトニカムベシ」、「二、体操科ノ教材ハ各特徴ヲ有シ、互ニ相倚リテ体操科ノ目的ヲ達成スルモノナルヲ以テ其ノ一部ニ偏スルガ如キコトアルベカラズ」と精神主義的な体育と教材配当の在り方を強調しているが、これは、まさに学校体育教授要目の指導要項の方法原則(1)、(2)に対応している。また同教授要目は、岩原 拓を委員長に栗本義彦、森 秀、小笠原道生、野口源三郎、大谷武一、二宮文右衛門等12名の委員によって編成された。

同要目は、西欧的な体育は「胸の体育」という点で特徴的であり、それに対して日本の体育は「腹をねる体育」に「日本的性格」もつものであると強調する一方⁽¹⁾、教材の日本語化、自然化、興味化、律動化、さらには心身の発達段階や個性に応じた方法化のほか、指導計画の立案（目標の把握、教材の調和、発展的排列、地域・設備・季節天候、循環漸進、性別）と指導法（自覚的練習と運動習慣の形成、態度の育成、事故防止）を強調し、各教材では体操では号令を廃し、「歩及走」、特に「正常歩」を加え、「遊戯及競技」では走・跳・投・各種（追逃・運搬・押引・攀登）、ボール運動のほか唱歌遊戯及行進遊戯（体育ダンスを含む）等教材の運動の形態と質により分類の形式をととのえ、運動習慣の定着、環境・施設に応じた指導原則、なかでも川口英明が唱導した循環漸進という学習系統論等大正自由体育の成果を取り込もうとする姿勢をうかがわせているが、それは、同時に見方を変えれば大正自由体育の自己疎外の何ものでもなかった⁽²⁾。

凡 例

- 一、西暦、和暦、満暦を並記した。
- 一、カタカナ文を一部ひらがな文とした。
- 一、ルビの一部は引用者とする。

注

1. 学校体育教授要目の制定とその理念

- (1) 民生部『満州国体育行政概要』1939年 81ページ
- (2) 同 前 113～115ページ
- (3) 同 前 81～84ページ 傍点引用者

2. 学校体育衛生講習会の実施とその実相

- (1) 同 前 116～118ページ
- (2) 同 前 119～120ページ
- (3) 同 前 140～143ページ
- (4) 同 前 144～146ページ
- (5) 同 前 147～148ページ
- (6) 同 前 170～186ページ
- (7) 同 前 186～187ページ
- (8) 同 前 192ページ
- (9) 同 前 206ページ
- (10) 同 前 211ページ
- (11) 同 前 213ページ
- (12) 同 前 215ページ
- (13) 同 前 216ページ
- (14) 同 前 216ページ
- (15) 同 前 217ページ
- (16) 同 前 217～218ページ
- (17) 同 前 212ページ
- (18) 同 前 60～61ページ

あとがき

- (1) 具体的には、「新制体操は『純日本体操』即ち『民族体操』の建設と『生命体操』とを二大中心とした所謂日本体操システムなるものを造り上げた」のであり、「日支事変後日本意識があらゆるものを洗礼し、パタ臭い体育を清算してあざやかに日本独自の体操を建設した」のであり、また、それは(1)人格陶冶の強調、(2)教材名の強調、(3)日本古来の遊競技の採用となってあらわれているとしている(小学校体育研究会『改正 小学校体操教授要目の精神と実施上の注意』三友社 昭和11年 29～33ページ)。
- (2) この教授要目の歴史的な評価にかかわって竹之下休蔵は、「大正二年以来三回の要目の前文を比較すると『参考』から『準拠』へ、そして今回は『基づき』となり、統制主義的傾向が強くなったことを物語っている」(『体育五十年』時事通信社 昭和25年 116ページ)としながらも、「一方統制主義よりはむしろ自由主義的傾向が強く、当時のスポーツ普及の実情を反映している。しかしこの要目の特徴は国民体育の立場が表明するように体育研究の進歩を物語っていることで、遊戯スポーツの重視や教授から指導への変化など前の要目に著しい進歩の跡を見せていることである。この進歩的傾向が助長されることは望ましいことであったがその後急角度に軍国主義的転換を余儀なくされる時代へ変わったことは遺憾である」(同 前 118ページ 傍点引用者)と言い、また岸野雄三も、「昭和十一年頃には、日本の教育はファシズムに向って、はっきり体制をかためていくが、しかし昭和十一年六月に発布された改正要目は、明治以後の近代日本体育史で最も活気ある一時期を示したものであり、転換される時代への予告表ではなかった」(竹之下休蔵 共著『近代日本学校体育史』東洋館出版社 昭和34年 182ページ 傍点引用者)と矛盾した見解を示している。

参考文献

- 入江克己『日本ファシズム下の体育思想』不昧堂出版 昭和61年
 体育研究協会『学校体操教授指針』目黒書店 昭和11年

